

# タカタ製エアバッグ搭載車を 車検で有効期間を更新しない措置 の概要について

国土交通省  
自動車局  
平成29年11月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 目次



- I. リコール制度の概要
- II. タカタ製エアバッグ問題の経緯・背景
- III. 車検で止める措置の概要

# I. リコール制度の概要

## II. タカタ製エアバッグ問題の経緯・背景

## III. 車検で止める措置の概要

3

## リコール制度の概要について

### リコール制度の趣旨

設計・製作の過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前に届出を行い、対象車を回収し、無償で修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

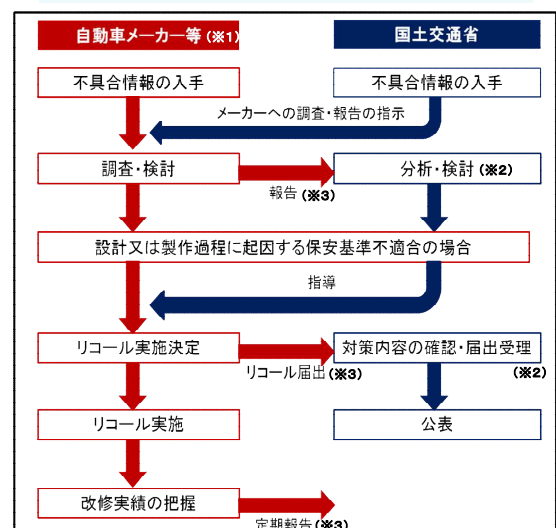
### 国土交通省の役割

- ①不具合情報の収集・分析。
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
- ③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
- ④事前届出内容が不適切であれば改善指示。
- ⑤メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

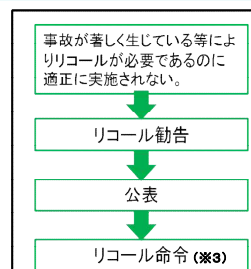
### 近年のリコール届出件数及び対象台数

| 年度   | 平成26年度      | 平成27年度       | 平成28年度       |
|------|-------------|--------------|--------------|
| 件数   | 355         | 368          | 364          |
| 対象台数 | 9, 557, 888 | 18, 990, 637 | 15, 848, 401 |

### リコール届出の流れ



### リコールの勧告、命令

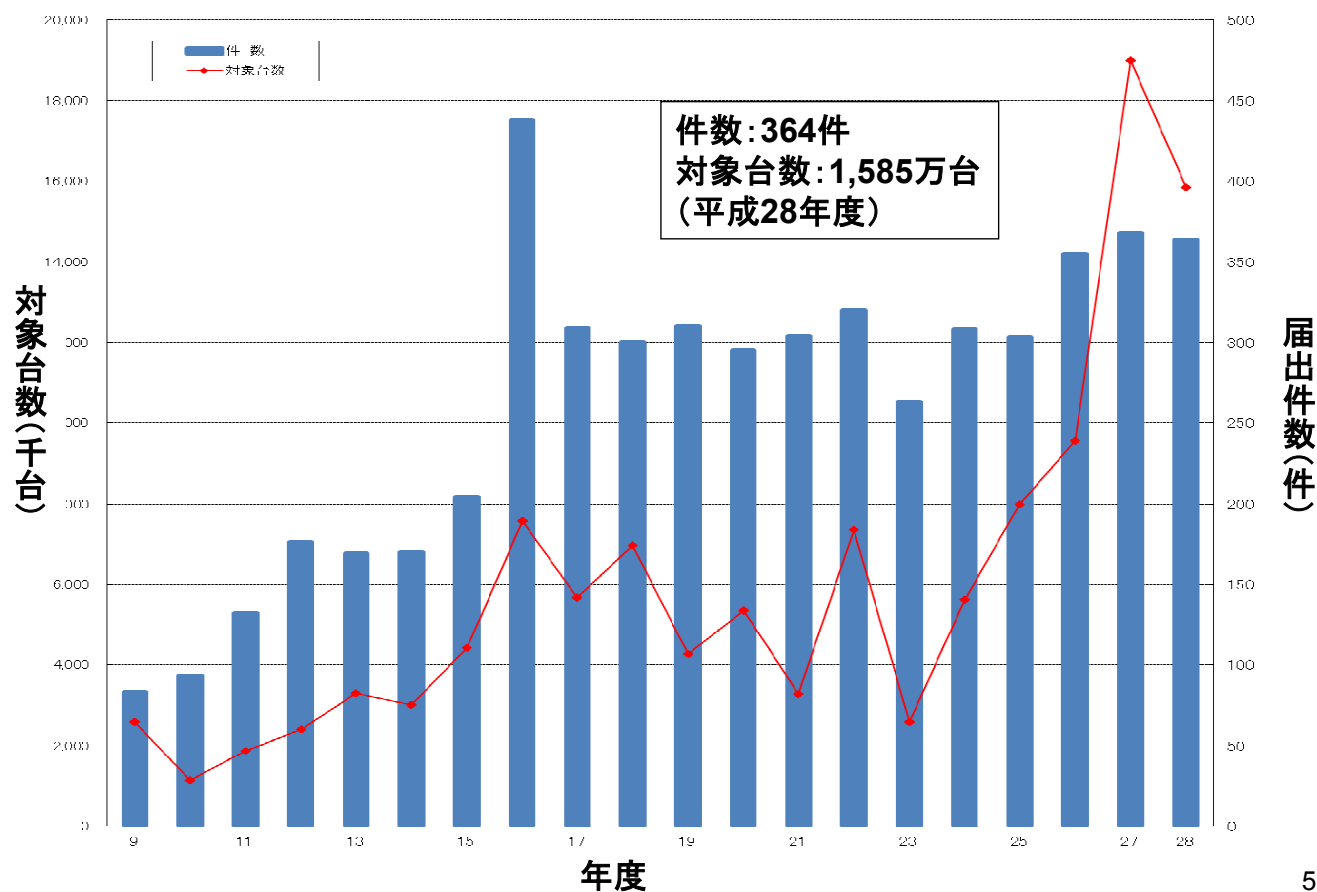


※1: メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2: 必要な場合には、(独)交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3: 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。

4



5

## I. リコール制度の概要

## II. タカタ製エアバッグ問題の経緯・背景

## III. 車検で止める措置の概要

## 不具合発生状況

- 2004年以降、硝酸アンモニウムを使用したタカタ製エアバッグのガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生。

日本国内での走行中の事故： 8件 うち死者数：0名（負傷者数：2名）

全世界での走行中の事故：約200件 うち死者数：少なくとも18名

（ 米国12名＜2009年2名、2013年1名、2014年2名、  
2015年4名、2016年3名＞  
マレーシア5名＜2014年1名、2016年4名＞ ）

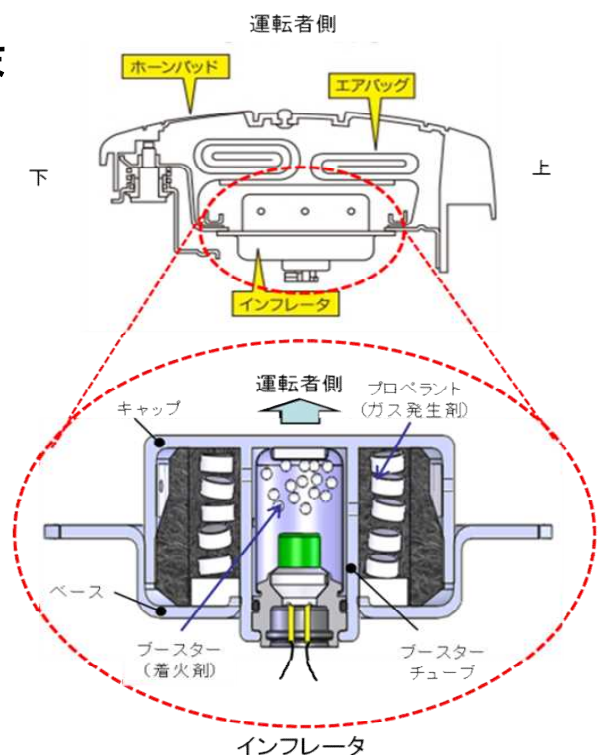
- 2008年以降、米国では累計4, 200万台以上、全世界では累計8, 100万台以上がリコール対象となった。
- 日本国内では、2009年以降自動車メーカー等24社から延べ134件のリコールが実施されており、  
累計1, 883万台が対象。（2017年9月時点）

7

## エアバッグの構造

### エアバッグ・インフレータの作動原理

コンピュータがエアバッグをふくらませる必要があると判定すると、インフレーター（ガス発生装置）に着火され、燃焼による化学反応でガスが発生し、エアバッグがふくらむ。



8

## ① リコール対象車両の早期改修

### 【背景】

リコール届出された車両について、早期に改修を実施することが課題。

### 【対応】

- 自動車メーカーに対し、ユーザーに確実にリコール情報を伝達し、早期の改修促進策の検討・実施を指示。
- タカタ及び自動車メーカーに対し、他のインフレーター製作者とも協力し、交換部品の供給を確保するよう指導。
- 2015年3月以降、運輸支局において、タカタ製エアバッグのリコール未改修車に対し、車検証交付時に警告文を交付。2015年11月以降、ダイレクトメール未達のユーザー対策として、車検証交付時に住所変更を促す取組を実施。
- 2015年4月以降、国土交通省としても、リコール未改修車のユーザーの一部に対し、ダイレクトメールを送付するほか、職員による個別宅への訪問を実施。

9

## タカタ製エアバッグ問題について

- 平成27年3月より、運輸支局において、タカタ製エアバッグのリコール未改修車に対し、車検証交付時に以下の警告文の交付を順次開始。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ★★★[WOP40C] ★★★                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 02-7274    |
| 品川 311お1023, 3, 継続検査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 27. 11. 26 |
| メッセージ内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| <p>あなたの車両は、リコール届出（対策番号 ー ）がなされていますので、未対策の場合には、速やかにもよりの販売店に行き、改善措置を受けて下さい。</p> <p>&lt;Recall Notice&gt;<br/>         Since your vehicle has been recalled, you should contact your dealer to arrange for the recall repair as soon as possible.</p> <p>【リコール内容】<br/>         運転席用エアバッグのリコール作業を早急に受けて下さい。異常作動時に乗員が負傷する恐れがあります。<br/>         自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。</p> |            |

10

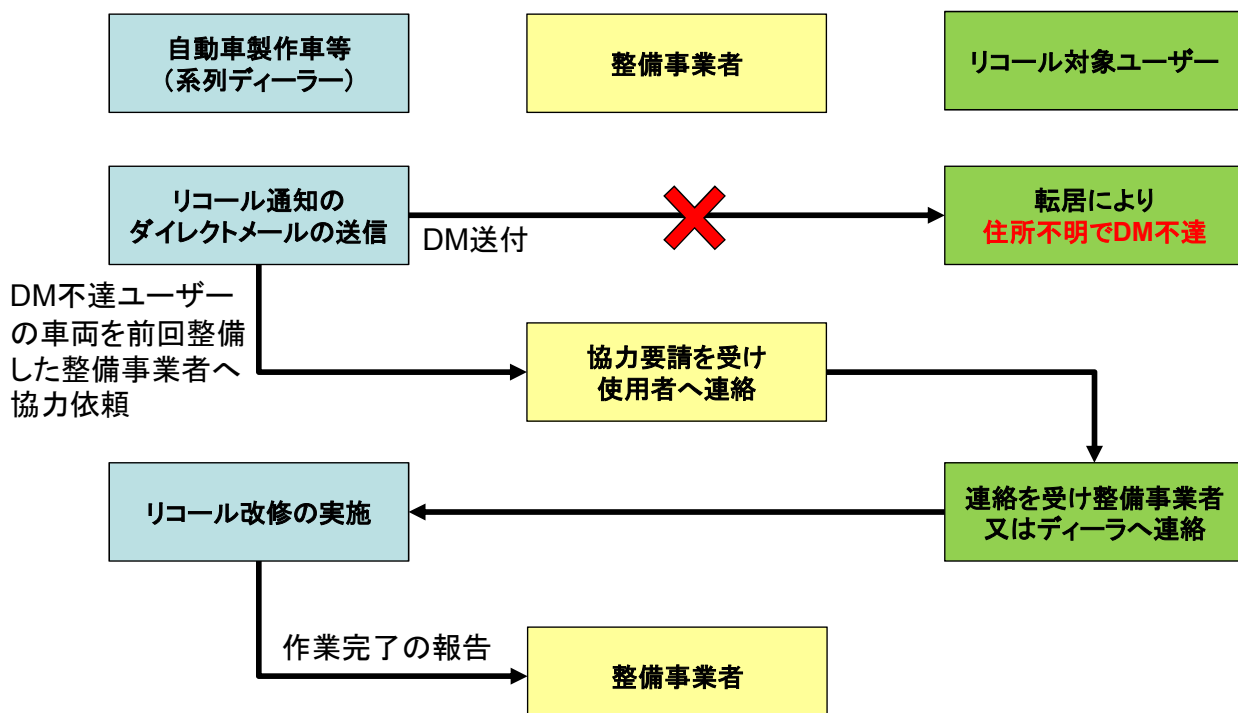
- タカタ製エアバッグのリコール対象車両の更なる改修の促進のため、右のとおり関係メーカーへの問い合わせ先を案内したチラシ及びポスターを作成。  
平成27年12月より、運輸支局等において配布・掲示中。



11

## (参考)メーカーによるDMが届かない自動車への対応

- 平成29年5月より、DMの届かない車両について、国よりMOTASの情報(整備事業者名)を自動車メーカーへ提供し、整備事業者に顧客への連絡を依頼する取組を実施。



12



## ② リコール対象車両の拡大

【背景】 タカタ等によるエアバッグインフレータの不具合に係る原因調査において、乾燥剤の入っていないものについては、その中にある火薬が、湿気のある状態で長期間の温度変化にさらされると劣化することが明らかになった。

【対応】 2016年5月、国内の自動車メーカーによる[リコールの拡大スケジュール\(対象約700万台\)](#)をとりまとめ自動車メーカー等に対し、[当該スケジュールを可能な限り前倒してリコールするよう指導](#)

乾燥剤が入っていないタカタ製エアバッグ・インフレータに係るリコール対象範囲の拡大スケジュール

| リコール届出時期   | 対象車両の製造年                   |                                                      |                                         | 対象<br>車両数  |
|------------|----------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------|
|            | 運転席側<br>インフレーターを<br>搭載した車両 | 国内で不具合が起きている<br>助手席側インフレーター<br>(SDI及びSPI)を搭載した<br>車両 | 国内で不具合が起きてい<br>ない助手席側インフレーター<br>を搭載した車両 |            |
| 2016年6月まで  | 全て                         | ～2008年製                                              |                                         | 約700<br>万台 |
| 2016年11月まで |                            | ～2011年製                                              | ～2009年製                                 |            |
| 2016年度末まで  |                            | ～2012年製                                              |                                         |            |
| 2017年度末まで  |                            | ～2013年製                                              |                                         |            |
| 2018年度末まで  |                            | 上記以降に製造されたもの                                         |                                         |            |

※ このほか、これまでのリコール改修によって乾燥剤が入っていないインフレータを装着された車両については、2019年度末までに再度リコールする。

13

# 硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータの取扱い

## ③ 硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータの取扱い

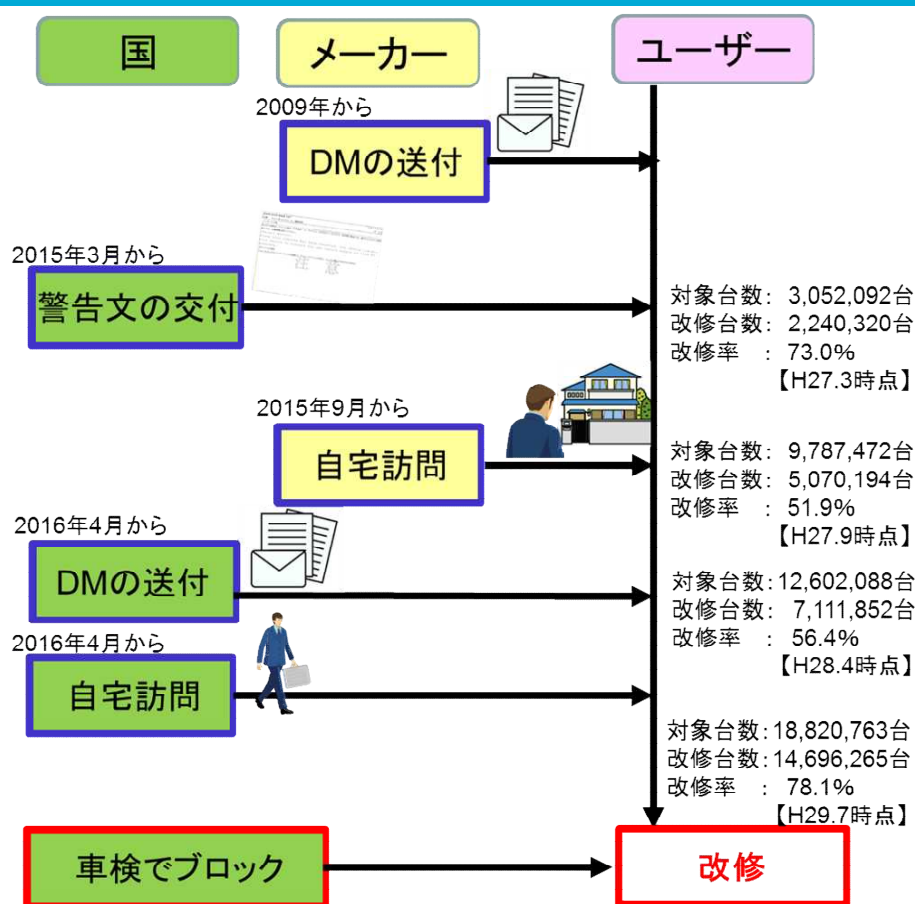
2015年12月、予防的措置として、[硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータの使用縮小・停止に向けた方針をとりまとめ](#)、タカタ及び自動車メーカーなどに対し、[適切に対応するよう指導](#)。

(参考) 国内における取扱いの一覧表

|       | 硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータ |                                 |                           |
|-------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------|
|       | 乾燥剤なし                   |                                 | 乾燥剤入り                     |
|       | 国内で不具合が起きているもの          | 国内で不具合が起きているもの                  |                           |
| 新型車   | 搭載しない                   | 搭載しない                           | 搭載しない                     |
| 継続生産車 | 平成28年6月中に搭載を停止          | 運転席は平成29年中、助手席・サイドは平成30年中に搭載を停止 | 関連する構造変更等の機会に搭載停止を検討      |
| 交換用部品 | 平成28年12月中に搭載を停止         | 運転席は平成29年中、助手席・サイドは平成30年中に搭載を停止 | 平成31年までに行われる原因調査結果等を踏まえ対応 |

※ 網掛け：米国よりも期限を前倒し

14



## I. リコール制度の概要

## II. タカタ製エアバッグ問題の経緯・背景

## III. 車検で止める措置の概要



### 1. 背景

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施している。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めているが、本年7月の国内の改修率は78.1%であり、なお約410万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも18人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車について、車検の際に改修の有無をチェックした上で未改修車は車検を更新しない措置を講ずる。

17

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示を制定

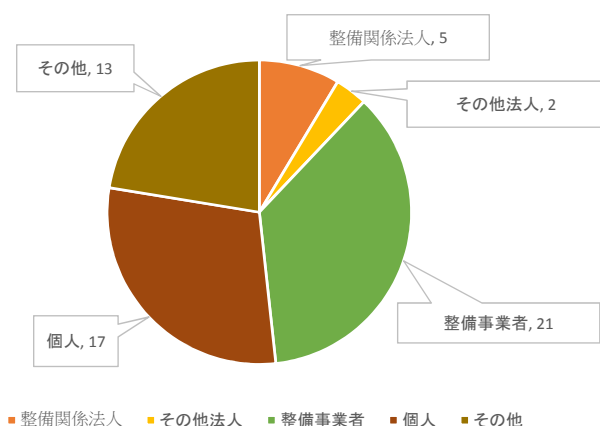
これにより、継続検査等において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第178条第1項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

平成30年 5月 1日 施行予定

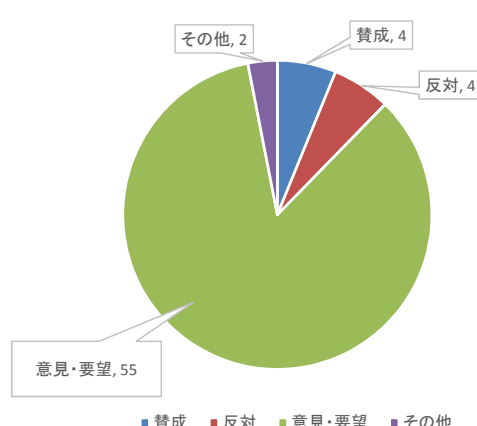
18

平成29年8月30日から9月29日までパブリックコメントを実施したところ、58件の意見が寄せられた。

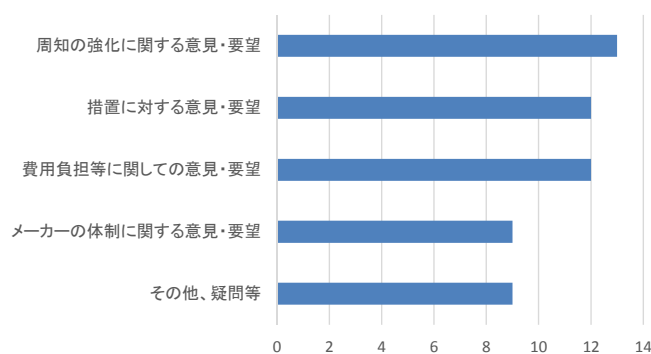
## 意見提出先の業種



## 意見の種類



19



主な意見内容

| 種類                       | 内容                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 周知の強化に関する意見・要望<br>(13件)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザー、整備事業者へ前広に周知徹底するべき</li> <li>・新聞等のメディアを使った周知を行うべき</li> <li>・リコール改修が進むよう周知徹底するべき</li> </ul>                                            |
| 措置に対する意見・要望<br>(12件)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置の法的位置づけを明確にして欲しい</li> <li>・MOTAS等やホームページへの改修情報を早期反映するよう徹底して欲しい</li> <li>・離島もしっかり対応して欲しい</li> <li>・車検証や保安基準適合証の有効期間を延長できないか</li> </ul> |
| 費用負担等に関する意見・要望<br>(12件)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーへの負担が増える</li> <li>・整備事業者の負担が増える</li> <li>・整備事業者の作業に対する費用の支払いを自動車メーカーが対応するべき</li> <li>・代車や代行費用について負担するべき</li> </ul>                   |
| メーカーの体制に関する意見・要望<br>(9件) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交換部品の供給が出来ていないのではないかな。</li> <li>・ディーラーでの交換に時間がかかる</li> <li>・リコール作業をディーラー以外の整備事業者を活用するべき</li> </ul>                                       |
| その他、運用に関する疑問<br>(9件)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善措置済証を紛失した場合の取扱いはどうなるのか</li> <li>・ハンドル交換等をした車両はどうなるのか</li> </ul>                                                                        |

20

## ○特例告示の適用(通達第6条)

MOTAS等へ検査記録のためにOCRシートを読み込む場合  
※OSS申請の際には、申請がなされた際

## ○該当した場合、(通達第5条)

自動車製作者等が発行する改善措置済証を運輸支局等にて確認を行う。

## ○改善措置済証の提出がない場合、

自動車検査証の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載(手書き等)と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者へ返却する。(放置違反金滞納と同様の扱い)

※15日以内であれば、審査結果通知は有効として処理可能。

21

## OCRシート投入時における措置対象車の保安基準適合性の判断

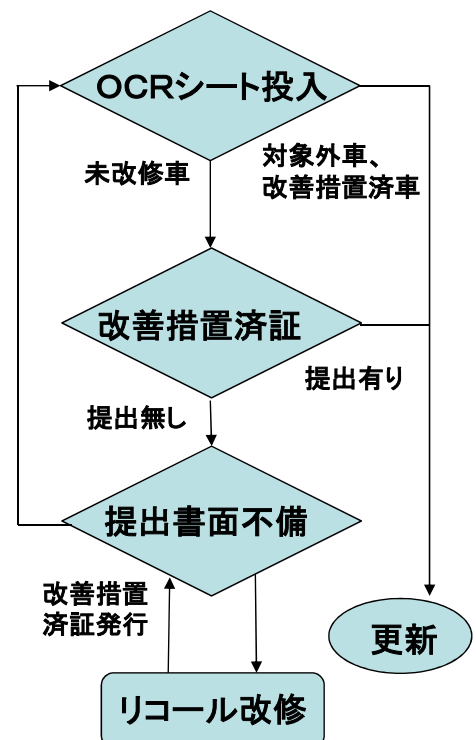
### OCRシート投入時の事務処理の流れ

① OCRシートを投入し自動車登録検査業務電子情報処理システムにより措置対象車か否かの判断を行うものとする。

② 判断の結果、措置対象車にあつては、「改善措置済証」の提出を求めるものとする。

③ 「改善措置済証」を提出するまでの間は、提出書面不備として扱うものとする。

※保安基準不適合としては扱わない。



22

## 自動車製作者等の取組

- 改善措置済証の発行(通達第2条)
- リコール改善状況のMOTASへの反映(通達第4条)
  - 開始前までに未改修車両の報告
  - 改修が済んだものは滞りなくフラグ解除のための報告
- 未改修車両の検索システムの構築(通達第7条)
- 改善の早期実施(通達第8条)
  - 改修促進を図るため周知を徹底し、体制を確保し、対象車両が有効期間を満了する前に改修を実施すること。
- 改善促進のための配慮義務(通達第9条)
  - ユーザーや整備事業者が未改修車両を持ち込む場合には、負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に改修が実施されるよう特に配慮しなければならない。

23

# 車検で止める措置の対象範囲

車検時に警告文を交付するなど既にユーザーに対して改修の必要性について十分周知されていると考えられる平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車（以下「措置対象未改修車」）を対象範囲とする（平成29年9月末時点で約141万台）。

- ① 原因が特定されたリコール
- ② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール  
 運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ  
 助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

| 原因が特定されたリコール 対象範囲 |       |                 |                 |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|
|                   |       | リコールのインフレータータイプ | インフレーター仕様<br>全て |
|                   |       |                 |                 |
| 運転席               | 乾燥剤無し | SDI             | 約15万台           |
|                   |       | PSDI等           |                 |
|                   |       | PSDI-5          |                 |
| 助手席               | 乾燥剤入り | SDI-X           |                 |
|                   |       | SPI             |                 |
|                   |       | PSPI等           |                 |

| 予 防 的 コー ル   対 象 範 囲 |           |                     |           |       |        |       |        |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|-------|--------|-------|--------|
|                      |           | リコールの<br>インフレータータイプ | インフレーター仕様 |       |        |       |        |
|                      |           |                     | ～平成21年    | 平成22年 | 平成23年  | 平成24年 | 平成25年～ |
| 運 転 席                | 乾燥剤<br>無し | SDI                 | 約47万台     |       | 約55万台  |       |        |
|                      |           | PSDI-4              | 約2万台      |       |        |       |        |
|                      |           | PSDI-5              | 約6万台      |       |        |       |        |
| 助 手 席                | 乾燥剤<br>無し | SPI                 | 約105万台    |       | 約129万台 |       |        |
|                      |           | SPI-2               | 約20万台     |       |        |       |        |
|                      |           | PSPI                | 約13万台     |       |        |       |        |
|                      |           | PSPI-2              | 約1万台      |       |        |       |        |
|                      |           | PSPI-6              | 約6万台      |       |        |       |        |
|                      |           | SDI                 | 約12万台     |       |        |       |        |

：今回の措置の対象範囲<sup>※1</sup>(平成30年5月施行)

：リコール届出の範囲  
(台数精査中)

注) 平成28年4月以前にリコール届出されているものに限る

24

## 原因が特定されたリコールとは

- タカタにおけるエアバッグ・インフレーター製造管理が不適切であったために発生した不具合のリコール

### 【主な原因】

- ① 火薬管理上の問題  
火薬の保管状況が不適切であり、ガス発生剤が吸湿していたもの。
- ② 製造上の不具合
  - ・インフレータの気密性が不十分であった。
  - ・インフレータのガス発生剤が不足していた。
  - ・火薬の成型荷重が不足していたものを使用していた。

## 予防的リコールとは

- 原因が特定されていない段階でも、僅かに事故の可能性があるものについてのリコール  
主に、2015年5月以降のリコール届出

25

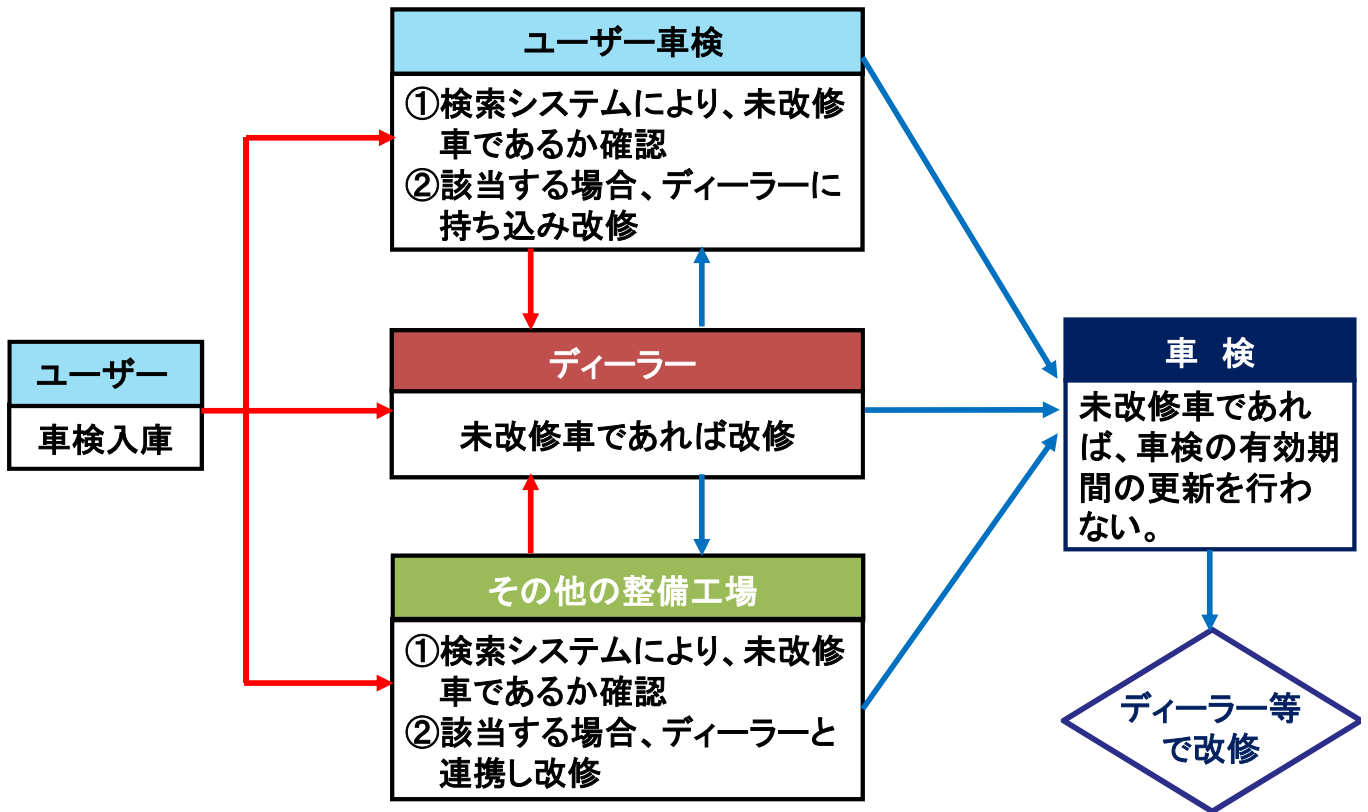
# 措置の対象業務

- 新規(中古)検査
- 継続検査
- 構造等変更検査
- 予備(中古)検査
- 臨時検査

・移転登録、番号変更、抹消登録等の検査業務以外の場合には措置の対象とはならないが、警告文が交付されるので、ユーザーへお渡しください。

・また措置対象車が一時抹消登録の申請を行った場合、申請は受理した上で警告文は交付いたしますので、一時抹消登録証明書と合わせて保存するよう所有者にお伝え下さい。

26



27

## 整備事業者の皆様には必ず行っていただきたい事項

- ・ユーザーから入庫の連絡を受けたときは必ず「メーカー名」と「車台番号」を確認し、未改修車両かどうか確認してください。
- ・未改修車両の入庫が決定したときは、すみやかにディーラー等に連絡のうえ、改修のスケジュールや段取りを調整してください。

「メーカー名」「車台番号」の確認  
(予約時、入庫時、顧客名簿、定期点検時など)

対象メーカー(※1)か

YES

NO

未改修車両か  
(検索システムで確認)

YES

NO

改修実施事業者(ディーラー)との調整・改修

改善措置済証提出

車検申請手続

### 【※1対象メーカー】

- ・いすゞ ・スバル ・ダイハツ
- ・トヨタ ・レクサス ・日産
- ・BMW ・ホンダ ・マツダ ・三菱

注:BMWはメーカー窓口へお問い合わせください。



未改修車両であるかを検索システム等で事前に確認しないと、有効期間の更新手続きが行われないおそれがあります。

注:ディーラーが改修してから国土交通省の保有するシステムに反映されるまで10日程度掛かります。

改修日によってはOSS申請ができないおそれがあります。



**社告**

## エアバッグリコールを受けられていないお客様へ

**対象メーカー8社からの重要なお知らせです**

エアバッグのリコールにつきましては、お客さまにご迷惑とご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。昨年末に、リコールを実施していない自動車が追突事故を起こした際に助手席のエアバッグが異常展開し、運転者が怪我を負われています。

**そのまゝお乗りいただくと大変危険です！**

エアバッグ異常展開の事例

エアバッグの異常展開により内部部品が室内に飛散します。

飛散した一部の部品がフロントガラスを貫通しています。

対象と思われる車種をご愛用で、リコールをまだ受けられていないお客様は、各メーカーのお問い合わせ窓口、または最寄りの系列販売店にご連絡ください。

**対象車種のご確認方法**

ご確認方法1

QRコードを読み込むと、各メーカーのリコール案内ページやお問い合わせ先をご確認いただけます。

※QRコードは専用アプリで読み取る必要があります。

ご確認方法2

ウェブサイト等で入力して検索するとリコール対象車種をご確認いただけます。

※各車種別の専用ページで検索してください。

※各メーカーの専用ページで検索してください。

○○○○リコール 検索

検索

※QRコードは専用アプリで読み取る必要があります。

ISUZU

DAIHATSU

TOYOTA

LEXUS

NISSAN

SUBARU

HONDA

MAZDA

MITSUBISHI MOTORS

※QRコードは専用アプリで読み取る必要があります。※QRコードは専用アプリで読み取る必要があります。



「エアバッグ」リコール 対象車種検索

お振りの自動車メーカーをお選びください。メーカー毎のリコール情報ページに移動します。対象車種をお調べいただき、リコール対象に該当された場合は、最寄りの各自動車販売店にて改修作業（無償）をお受けください。

「車台番号」でリコール対象かどうか検索が可能です。お手元に車検証をご用意ください。

ISUZU

SUBARU

DAIHATSU

TOYOTA

NISSAN

HONDA

MAZDA

MITSUBISHI MOTORS

LEXUS

29



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

ホーム > マイカー点検情報 > 知って納得！クルマの点検・整備 > 「リコール情報検索」アプリの紹介

## 「リコール情報検索」アプリの紹介



国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。

Available on the  
**App Store**

専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。



ANDROID APP ON  
**Google play**

専用アプリは、Google Play™ストアからダウンロードできます。



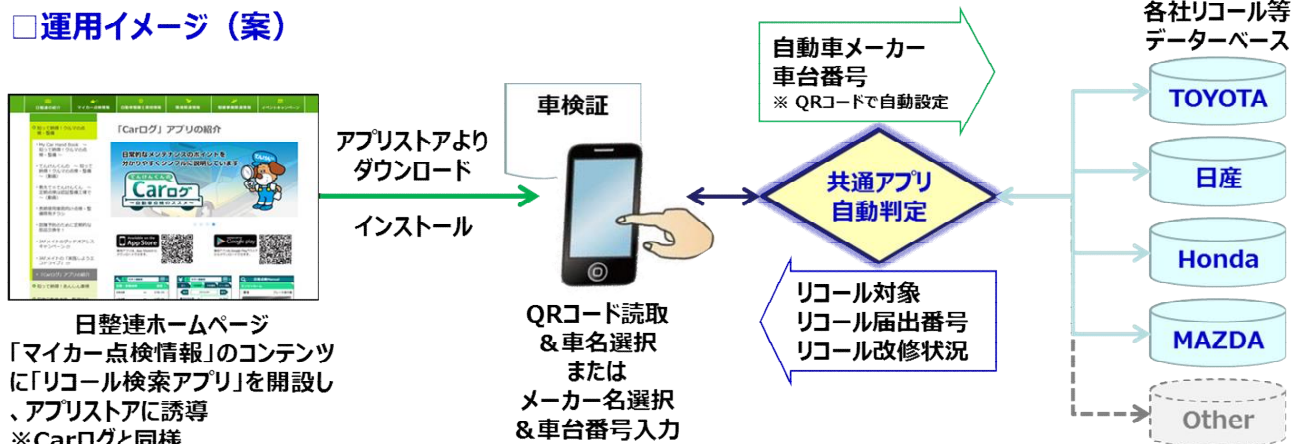
30



スマートフォンやタブレットで  
QRコードを読み取り  
リコール対象及び改修状況  
の情報をリアルタイムに入  
手

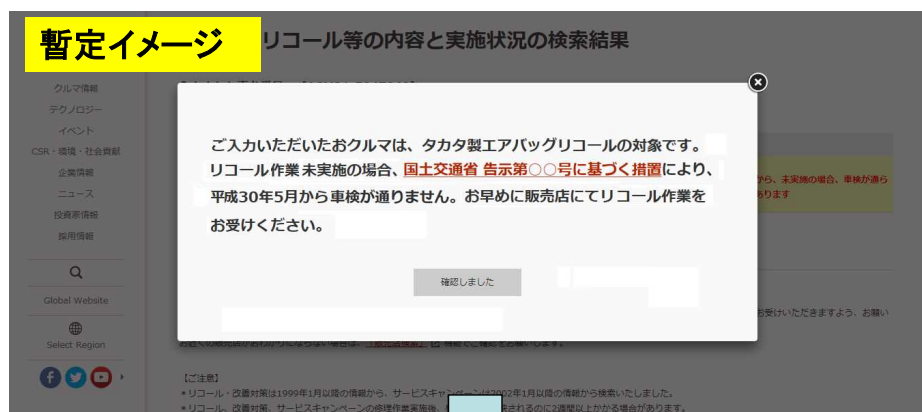


## □運用イメージ（案）



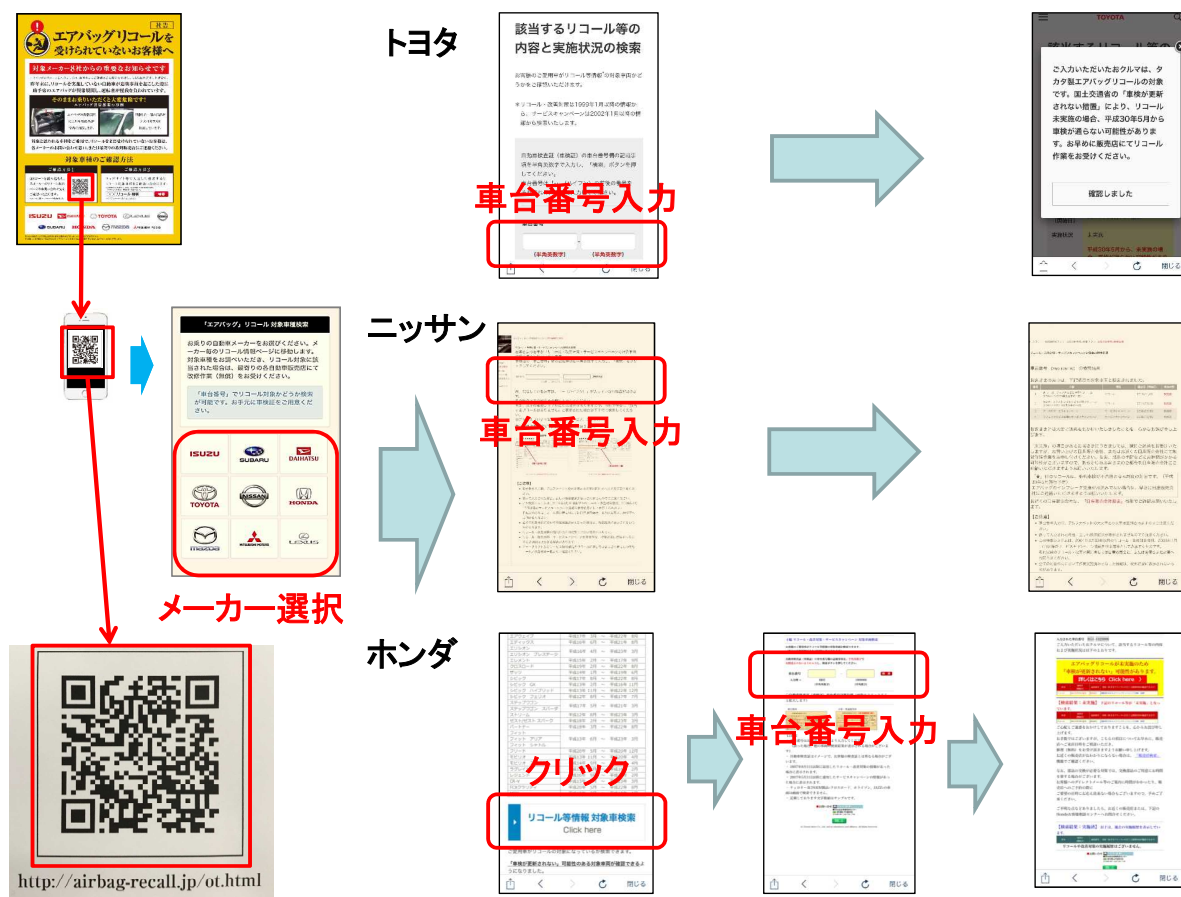
31

# 検索結果イメージ



※検索結果表示はメーカーによって異なります。

32



33

## 検索システム各社の対応状況

### 各社の対応状況

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 株式会社SUBARU      | 平成29年 9月済み |
| トヨタ自動車株式会社      | 平成29年 9月済み |
| 日産自動車株式会社       | 平成29年10月済み |
| 本田技研工業株式会社      | 平成29年10月済み |
| マツダ株式会社         | 平成29年10月済み |
| いすゞ自動車株式会社      | 平成29年11月予定 |
| ダイハツ工業株式会社      | 平成29年12月予定 |
| ビー・エム・ダブリュー株式会社 | 平成30年 3月予定 |
| 三菱自動車工業株式会社     | 平成30年 3月予定 |

34

## 措置対象車への通知文(イメージ)

本日検査の申請がありました「国土 500や9999」については、リコール改善措置が未実施のため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第●●号）に基づき、自動車検査証の有効期間の更新をすることができません。

この処分不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

## 【リコール内容】

助手席側エアバッグ・リコールの対象車両になっていますので、早急に改修作業を受けてください。エアバッグが展開した時に内部部品が破損して飛び散り出火したり乗員が負傷する恐れがあります。最寄りの●●販売店で早急に改修作業を受けて下さい。なお、ご不明な点は、●●自動車お客さま相談室までお問い合わせ下さい。（営業時間 9:00-17:00フリーダイヤル0120-000-000）

なお、当該通知に係るリコール改修が終了したことを証する書面を審査結果通知がなされた日から起算して15日以内に提出して下さい。15日以内に提出がない場合には、再度、検査が必要となります。

平成30年5月1日

●●運輸支局長

35

## 改善措置済証について

## 改善措置済証

改修が完了した車両には、改善措置済証をメーカーが発行する。（通達第2条）

| 様式（改善措置済証）（第2条関係）                                                                               |       |           |                                                                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 改 善 措 置 済 証                                                                                     |       |           |                                                                                                     |  |
| 下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3の規定に基づく改善措置を実施したことを証明する。                      |       |           |                                                                                                     |  |
| 1 リコール届出番号                                                                                      |       | 2 車台番号    | 3 自動車登録番号／車両番号                                                                                      |  |
| 4 作業年月日                                                                                         | 年 月 日 | 5 改善措置実施者 | 事業者名<br>住所、電話番号<br><div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">印</div> |  |
| 6 発行者                                                                                           |       |           | 事業者名<br>住所                                                                                          |  |
| 7 備考                                                                                            |       |           |                                                                                                     |  |
| <p>車検を受ける際に必要となる場合がございますので、必ず車検証と一緒に保管してください。</p> <p>万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記連絡先へお問い合わせください。</p> |       |           |                                                                                                     |  |

対象車両であるにもかかわらず、提出のない車両は、保安基準適合性の確認・判断ができないものとして「提出書面不備」とする。（再申請の際の手数料はかからない。）

36

## 【記載例】

管理番号  
**HM0000001**

|                                                                            |                              |                                                                                                                                                           |  |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>改 善 措 置 済 証</b>                                                         |                              |                                                                                                                                                           |  |
| 下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3の規定に基づく改善措置を実施したことを証明する。 |                              |                                                                                                                                                           |  |
| 1 リコール届出番号<br><b>36 × ×</b>                                                | 2 車台番号<br><b>ABC12-12345</b> | 3 自動車登録番号／車両番号<br><b>国土330あ1234</b>                                                                                                                       |  |
| 4 作業年月日<br><b>平成<br/>29 年 × 月 × 日</b>                                      | 5 改善措置実施者                    | 事業者名 <b>ディーラ等</b><br>住所、電話番号 <b>株式会社〇〇自動車<br/>東京都港区××-××<br/>000-000-0000</b> <div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px 5px;">印</div> |  |
| 6 発行者                                                                      |                              | 事業者名 <b>自動車製作者等</b><br>住所 <b>〇〇自動車株式会社<br/>東京都〇〇××2-2-2</b>                                                                                               |  |
| 7 備考 <b>※業販店への委託の場合には、作業実施事業所名の記載を備考に行う。</b>                               |                              |                                                                                                                                                           |  |

車検を受ける際に必要となる場合がございますので、必ず車検証と一緒に保管してください。  
万一ご不明の点がございましたら、ご連絡先へお問い合わせください。

37

# 改善措置済証について

## エアバッグが取り外された場合の取扱い

→ メーカーの発行する改善措置済証にて確認を行うこととする。

（通達）

第2条 リコール届出をした自動車製作車等は、未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施しようとするとき又は 不具合部品が取り付けられていないことを確認すること等により当該改修を実施したものとみなすことができると判断したときは、当該改修を実施する事業者に対し、改善措置済証の用紙を発行しなければならない。

第3条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者は前条第1項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙に署名して、これを当該自動車の使用者へ交付しなければならない。

この場合、MOTASへ改修済みとして反映させることとするが、あくまでも改修が完了したものとしては見なさないため、メーカーは引き続き、監視を行うことになる。

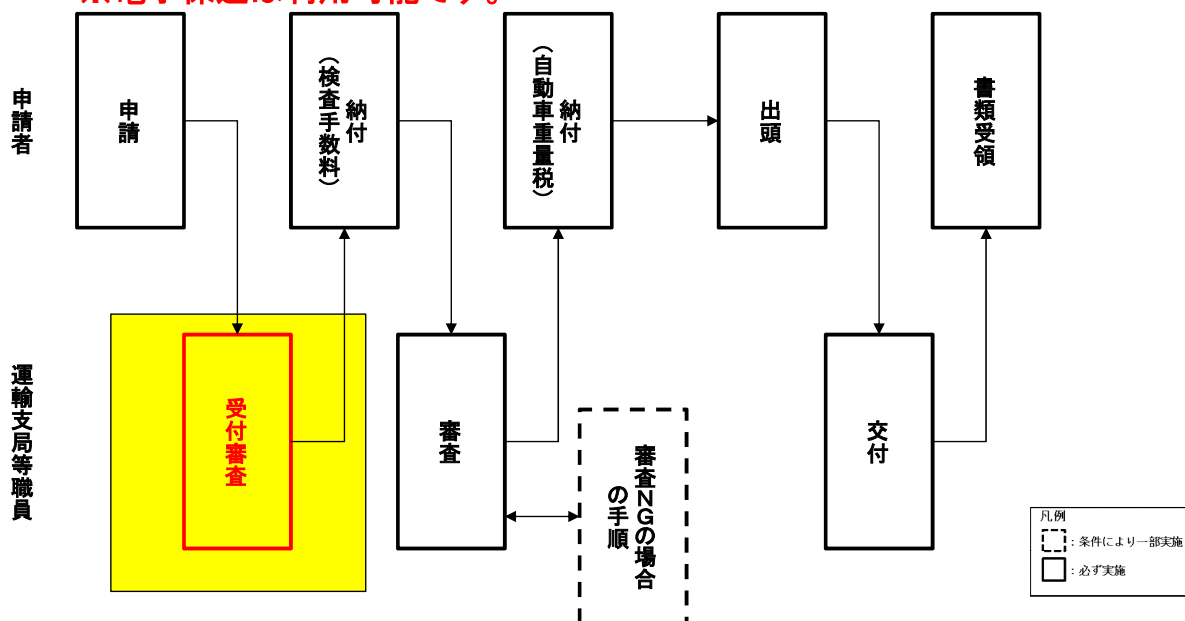
## 改善措置済証を紛失した場合の取扱い

→ メーカーにて再発行をしてもらうことになる。

38



リコール未改修車である場合は、OSS申請はできません。  
※電子保適は利用可能です。



- OSS申請時には、受付審査時に原簿照会を行い、措置対象車であった場合は、受け付けないこととする。
- ポータルサイトへ通知されるので、申請代理人は、確認した後に【電子保適＋OCRシート等】による窓口申請切り替えることとなる。

39

## 問い合わせ対応

- 支局等へ直接問い合わせがあった場合には、自動車メーカーの窓口若しくは自動車メーカーが開設する専用ヘルプデスクを案内して下さい。

自動車メーカー問い合わせ先

| 自動車メーカー名(五十音順)        | お問い合わせ先 ※1    | ウェブサイトURL ※2                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アウディジャパン株式会社          | 0120-598-119  | <a href="http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.html#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html">http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.html#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html</a> |
| いすゞ自動車株式会社            | 0120-119-113  | <a href="http://www.isuzu.co.jp/recall/">http://www.isuzu.co.jp/recall/</a>                                                                                                                                                         |
| FCAジャパン株式会社           | 0120-712-812  | <a href="http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php">http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php</a>                                                                                                     |
| 株式会社 SUBARU           | 0120-412-215  | <a href="http://recall.subaru.co.jp/lqsb/">http://recall.subaru.co.jp/lqsb/</a>                                                                                                                                                     |
| ダイハツ工業株式会社            | 0800-500-0182 | <a href="https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php">https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php</a>                                                                                       |
| トヨタ自動車株式会社【トヨタ】       | 0800-700-7700 | <a href="http://www.toyota.co.jp/recall-search/do/search">http://www.toyota.co.jp/recall-search/do/search</a>                                                                                                                       |
| 【LEXUS】               | 0800-500-5577 | <a href="http://lexus.jp/recall/">http://lexus.jp/recall/</a>                                                                                                                                                                       |
| ニコル・レーシング・ジャパン合同会社    | 0120-699-250  | <a href="http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/">http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/</a>                                                                                                       |
| 日産自動車株式会社             | 0120-941-232  | <a href="http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html">http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html</a>                                                                                                                                 |
| ビー・エム・ダブリュー株式会社       | 0120-269-437  | <a href="http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html">http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html</a>                                                                                                             |
| 日野自動車株式会社             | 0120-106-558  | <a href="http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php">http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php</a>                                                                                                                     |
| フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 | 0120-509-300  | <a href="http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html">http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html</a>                                                                                                     |
| プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社   | 0120-55-4106  | <a href="http://www.citroen.jp/services/recall/">http://www.citroen.jp/services/recall/</a>                                                                                                                                         |
| 本田技研工業株式会社            | 0120-112-010  | <a href="http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp">http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp</a>                                                                                     |
| マツダ株式会社               | 0120-386-919  | <a href="http://www2.mazda.co.jp/service/recall/">http://www2.mazda.co.jp/service/recall/</a>                                                                                                                                       |
| 三菱自動車工業株式会社           | 0120-324-860  | <a href="http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;refix=">http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;refix=</a>                 |
| メルセデス・ベンツ日本株式会社       | 0120-086-880  | <a href="http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html">http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html</a>                                                                                       |
| UDトラックス株式会社           | 0120-67-2301  | <a href="https://www.udtrucks.com/ja-jp/service-and-parts/recall-info/recalls/recalls/2016/20160630">https://www.udtrucks.com/ja-jp/service-and-parts/recall-info/recalls/recalls/2016/20160630</a>                                 |

※網掛けが今回の措置の対象メーカーになります。

40